

日光市立落合中学校 いじめ防止基本方針（概要版）

1 いじめの防止等に対する学校の考え

(1) いじめの定義

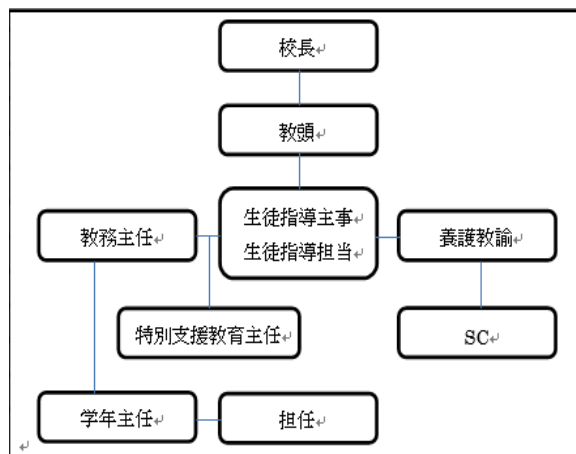
「いじめ」とは、「当該生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している当該生徒と一定の人間関係にある他の生徒が行う心理的、物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。〔いじめ防止対策推進法第2条より〕

(2) 落合中学校5つの基本姿勢

- ①いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりを行います。
- ②生徒一人ひとりの自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を行います。
- ③いじめ早期発見のために、様々な手段を講じます。
- ④いじめの早期解決のために、組織で解決にあたります。
- ⑤学校と家庭が連携して、事後指導にあたります。

2 校内体制

校内には「いじめ防止対策委員会」が設置されており、いじめ防止や早期発見、早期対応に実効的・組織的に取り組むことができるようになっていきます。



3 いじめの未然防止

- (1) 生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流能力の素地を養うため、全ての教育活動を通じて「学び合う集団づくり」を行います。また、「規則正しい態度」で授業や行事に参加できるようにします。
- (2) 道徳や学級活動の時間を積極的に活用し、いじめ防止の理解や望ましい態度の育成を図ります。
- (3) 定期的にいじめ問題について職員研修を行うとともに、生徒に関する情報の共有と指導方針の確認を行い、適切な生徒指導がなされるよう組織的に動きます。
- (4) 保護者並びに地域住民その他の関係機関との連携を図ります。

4 いじめの早期発見

- (1) 定期的にいじめに関するアンケートを行います（年間5回）。また、Q-U検査（学級満足度調査）を実施し、結果の分析を行い、満足度の低い生徒への働きかけを行い、学級での居がい感を高める学級経営を行います。

- (2) 教育相談や二者懇談の他、日常的な声かけ等で情報収集を行い、学級・学年の枠を超えた全校的な体制で情報を共有し、全職員で対応します。
- (3) 生徒および保護者が、常時いじめに関する相談ができるよう、相談体制の整備を行います。

5 いじめが発生したときの対処

- (1) いじめに関する相談を受けた場合や、いじめの疑いがあるという情報を認知した場合は「いじめ防止対策委員会」にて情報を共有し、速やかにいじめの有無の確認を行います。
- (2) いじめの事実が確認された場合は、学校の設置者に報告するとともに、加害者にいじめをやめさせ、再発を防止するため、いじめを受けた生徒・保護者に対する支援と、いじめを行った生徒・保護者への指導・助言を継続的に行います。
- (3) いじめを受けた生徒等が安心して教育を受けられるために必要があると認められるときは、保護者と連携を図りながら、一定期間別室において学習を行わせる措置を講ずることも検討します。また、加害生徒への出席停止措置等についても検討します。
- (4) いじめの発生から終結までの記録をとり、職員間で共有するとともに、その後の指導にいかします。また、必要に応じて専門機関と連携した指導・支援を実施します。

6 いじめに関する相談について

学級担任、学年主任、生徒指導主事、その他、全職員誰でもお受けします。些細なことでも遠慮せずに、いつでもご相談ください。

○日光市立落合中学校 電話 0288-27-0024

<以下の外部機関でもいじめに関する相談を受け付けています>

○ホットほっと電話相談

(子供専用 24時間受付) いじめ相談さわやかテレホン 028-665-9999

(保護者用専用) 月～金 8:30～21:30 家庭教育ホットライン 028-665-7868

○日光市教育委員会事務局 学校教育課 教育指導係 0288-21-5181

○いじめ不登校対策チーム (上都賀教育事務所内) 0289-62-0162

○日光市家庭児童相談室 0288-30-7830